

評価要領

1 評価

審査委員が「評価の着眼点」に基づき、各評価項目を5段階で採点するものとする。

評価項目	提案書等 記載内容	評価の着眼点	配点
会社の信頼性	会社概要 認証取得	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の概要 ・品質管理、情報セキュリティ等の公的資格・認証の有無 	5点×2 =10点
業務全般	公営企業会計の 理解度、実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計に精通しているか ・業務遂行にあたっての留意点、実施方針が明確であるか 	5点×2 =10点
業務実績、体制	本業務と同種又は 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種及び類似業務の実績を十分に有しているか 	5点×2 =10点
	業務運営支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に業務を遂行できる体制が確立されているか ・本町との情報共有の体制が確立されているか 	5点×2 =10点
業務遂行	業務遂行能力、 理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するために必要な能力、実績を有しているか ・本業務に関係する法律や、企業会計制度を理解しており、当町にとって有益な提案がなされているか 	5点×2 =10点
	法制執務能力、 理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・法制執務に対する理解度及び業務遂行能力、実績を有しているか 	5点×2 =10点
業務工程	スケジュール、 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・無理がなく余裕のあるスケジュールが提案されているか ・当町と事業者の役割分担が明確であり、当町の負担が少ない分担であるか 	5点×2 =10点
その他追加提案	取組意欲、独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載されている事項以外で独自性のある提案がなされているか ・提案内容は当町にとって有益で、当町の考え方との整合性があるか 	5点×2 =10点
金額	見積金額	20点×参加業者中の最低見積額÷見積額 (小数点以下切捨て)	20点
合計			100点

(採点) 非常に優れている：5点、優れている：4点、普通である：3点、不十分である：2点、全く不十分・問題がある：1点

(1) 提出された提案書等により、本町職員で構成する審査委員会において審査を実施し、審査評価点の合計が最も高い者を優先交渉者、次点の者を次点交渉者とする。

(2) 合計点と同点で2者以上となった場合、見積金額の低い者を優先交渉者として選定し、次点交渉者の選定についても同様とする。

(3) なお、提案者が1者のみである場合は、(1)に示す合計点が300点以上であれば、交渉者とする。